

事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 3班 1番目の事業の内容です。

事業名 市民活動促進事業

担当課 地域政策課

この事業は、市民の市民活動に対する理解が深まり、活動が活性化し、「協働によるまちづくり」の推進につながる、「協働」の主体となり得る自立した継続性のある活動が増えることを目的としています。

この事業は、次の4つで構成されています。

① 市民活動推進委員会

市民活動推進条例に基づき設置している市長の附属機関で、市民活動の推進に関する制度の改善や市から提示されたテーマについて調査審議をします。

② ボランティア活動カード（まごころカード）の交付

ボランティア活動を行った人に対し、市長が市民を代表して感謝の意を表しカードを交付します。

③ ボランティア活動補償制度

ボランティア活動中の不慮の事故を対象とした保険に加入します。

④ プロジェクター等の貸出

市民活動団体にプロジェクター、スクリーン、ミニスピーカーを貸し出します。

事業の結果はどうでしたか？

市民活動サポートセンターの利用者や本市に主たる事務所がある NPO 法人が、徐々にではありますが増えています。

その他

本事業は市民活動推進条例に基づくものです。現在検討中の自治基本条例の制定等を意識し、市民活動推進条例や市民活動推進委員会のありかたも研究する必要があります。

予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内 容	金 額	備 考
①市民活動推進委員会	515,000円	委員報酬・会議運営費
②ボランティア活動カード事業	30,000円	カード印刷費
③ボランティア活動補償制度	2,469,000円	保険料
その他（事務費）	12,000円	
	円	
合 計	3,026,000円	

事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008204 市民活動促進事業	担当部局	市民部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	地域政策課

1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令	小田原市市民活動推進条例	
	基計	体系外	条例・要綱	小田原市ボランティア活動カード	
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	啓発事業	実施方法	直営	実施期間	平成14年度～

2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 市民	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 市民活動に対する理解が深まり活発になる	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位
				① サポートセンター利用者数	人
				②	

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 市民活動推進委員会 ボランティア活動カード(まごころカード)の交付 ボランティア活動補償制度 プロジェクター等の貸出	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位
		① まごころカード交付件数		枚	
		② プロジェクター等の貸出件数		件	

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 市民活動が活発になることで、「協働」の主体となり得る自立した継続性のある活動を行う団体が増え、「協働によるまちづくり」の推進につながる。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位
		① NPO法人数		団体	
		②			

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	地域分権が進む中、地域が自らの意志によりまちづくりを推進するには、行政のみならず市民の力が不可欠であり、市民活動の活性化を図る必要性が生じてきた。
	上欄の状況はどのように変化しているか	

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 16歳以上の市民	170,399人	170,500人	170,553人	170,600人	170,700人	170,800人
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① サポートセンター利用者数	17,884人	18,000人	17,360人	18,100人	18,200人	18,300人
	②	0	0	0	0	0	0
活動指標	① まごころカード交付件数	1,853枚	1,900枚	2,029枚	2,000枚	2,100枚	2,200枚
	② プロジェクター等の貸出件数	12件	20件	20件	25件	27件	30件
結果指標	① NPO法人数	44団体	50団体	51団体	55団体	65団体	70団体
	②	0	0	0	0	0	0

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	1,670	3,035	1,922	3,026	3,026	3,026
	計 a			1,670	3,035	1,922	3,026	3,026	3,026
	人件費	業務量(人)	1.05	1.05	1.05	1	1	1	
		人件費 b	8,696	8,696	8,696	8,282	8,282	8,282	
	その他 c		0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			10,366	11,731	10,618	11,308	11,308	11,308

備考	
----	--

3. 評価

目的 妥当性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 ● 結びつく □ 結びつかない	様々な市民活動の芽生え、成長に直接働きかける事業を行うことは、「協働」の主体となり得る市民活動団体の育成につながる。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 ● 市の関与は妥当 □ 見直す余地あり	市民活動団体が「協働」の主体となり得るまでになるには、市民の意識啓発や、発足した活動を自立に導くための行政の働きかけが必要。
有効性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 □ 成果向上の余地なし ● 成果向上の余地あり	サポートセンター事業等他の市民活動支援事業との連携・強化により、成果の向上の余地がある。
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 □ 類似事務事業なし ● 類似事務事業あり	ボランティア活動補償制度は、民間の傷害保険と同様のものであるが、ボランティア活動の活性化を図るためには、安心して活動に取り組める環境整備が求められ、事前の登録手続きも不要で、費用負担のない本制度の維持は不可欠である。
効率性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 ● 削減できない □ 削減余地あり	特段の削減項目はない。
公平性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 ● 見直す余地なし □ 見直す余地あり	特に偏りなく広く市民への働きかけを行っている事業である。

4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	● 4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	□ 5. 他の事務事業との統合	8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	□ 6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
市民活動推進委員の検討による、 団体の支援機能の充実	市民活動推進委員会 H21.7～H23.6 実施 H23.7～	団体活動の活性化	協働の担い手の増加により、委託先の増加が期待できる	担い手の人材育成

5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果

6. 所見等

※所属長等 本事業は市民活動推進条例に基づくもので、現状では、市民活動の促進のため必要な事業である。現在検討中の自治基本条例の制定等を意識し、市民活動推進条例や市民活動推進委員会のありかたも研究する必要がある。	※行財政改善推進委員会
--	-------------

小田原市の市民活動推進事業

市民活動促進事業	①市民活動推進委員会
	②ボランティア活動カード（まごころカード）事業
	③ボランティア活動補償制度
	④プロジェクター等貸出事業
市民活動サポートセンター	市民活動支援の拠点施設。活動をしている団体や、これから活動を始めたい方への支援等を行う。
市民活動応援補助金	市民活動団体の行う事業に対する補助制度

①市民活動推進委員会

市民活動推進条例に基づき設置する市長の附属機関。市民活動の推進に関する制度の改善やその他市から提示されたテーマについて調査審議し、その結果を報告するとともに、市民活動全般及び制度に関して必要と認める意見を具申することを目的としている。

【委員構成・人数】

12名（内訳：公募市民3名 市民活動関係者4名 学識経験者2名 事業所2名 市職員1名）

【第4期委員会の任期】

平成21年7月1日～平成23年6月30日

【これまでの提案・検討内容】

- 第1期 ・「市民活動に対する新たな財政的支援のあり方」について
 ・新たな表彰制度のあり方
- 第2期 ・指定管理者制度の積極的活用
 ・ボランティア・コーディネーターの制度化
 ・若い世代が楽しく自然に市民活動に取り組める環境づくり
 ・地域団体と市民活動団体との連携
- 第3期 ・市民活動に対する理解の向上
 ・地域団体と市民活動団体の連携

②ボランティア活動カード(まごころカード)事業

【目的】

市民のボランティア活動に対する理解を深め、ボランティアによる社会参加や社会貢献の促進や活動を称えあう社会の醸成を図る。

【内容】

ボランティア活動を行った人に対し、市長が市民を代表して感謝の意を表しカードを交付する。活動に対する証明としても活用できる。

【発行実績】

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
594枚	683枚	727枚	1,333枚	1,396枚	1,853枚	2,029枚

【発行事例】

- 環境活動 クリーンさかわ（河川清掃）、まちの清掃活動、落書き消し、地域の花植え活動 など
福祉活動 福祉施設での手伝い など
その他 きらめき市民教授、地域の健民祭の手伝い など

③ボランティア活動補償制度

【目的】

ボランティア活動中の不慮の事故を救済し、市民の皆さんが安心してボランティア活動を行なうことができるよう保険に加入している。

【補償の概要】

補償を受けるための事前登録は不要。

- (1) 障害事故 ボランティア活動に起因して指導者等が死亡し、又は負傷したもの
(2) 損害賠償事故 ボランティア活動に起因して参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害が生じた場合において、市民団体又は指導者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負ったもの。

障害事故の保険金額	賠償責任事故のてん補限度額（免責 5000 円）
死亡保険金 1人につき・・・500万円	身体賠償 1人・・・1億円 1事故・・・5億円
後遺障害保険金・・・500万円～15万円	
入院保険金 1人につき・・・日額4,500円	財物賠償 1事故・・・500万円
通院保険金 1人につき・・・日額3,000円	保管物賠償 1事故・・・100万円

【主な補償事故】

自治会主催の清掃活動や地域の防犯ボランティア活動（子どもの見守り、パトロール）など

【補償実績】

年度	保険掛金（円）	保険支払実績（円）	件数
H18	976,870	489,000	7
H19	989,440	7,416,208	5
H20	1,310,630	264,000	6

④プロジェクター等貸出事業

【目的・背景】

第2期市民活動推進委員会から、高額で利用頻度の高い物品については貸出制度等の検討をされたいという旨の提案が付された。これを受けて、要望の高いプロジェクター等の市民活動団体への貸し出しを始めた。

【貸出物品】

プロジェクター、スクリーン、ミニスピーカー

【実績】

平成20年度実績 20件（事業開始：平成19年度）

事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 3班 2番目の事業の内容です。

事業名 学校給食事業

担当課 学校教育課

この事業の目的は 安全で安心な学校給食を提供し、心身の健全な発達に役立てます。また、学校給食を活用し食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身につけさせるとともに、地産地消を通し食文化を学び、郷土愛を育むことです。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

市内全25小学校、12中学校において1年を通して約17000人の児童・生徒等を対象に学校給食を提供しています。調理施設は、市内19単独調理校及び4共同調理場です。なお、調理員の定年退職者の状況を勘案しながら民間活力の導入を図り、順次、調理業務委託を実施しています。また、栄養教諭、学校栄養職員による「食に関する指導」を児童・生徒に実施するほか、学校給食関係者に食品衛生の知識や食に関する指導の技術を向上させるための研修や研究会を実施しています。

事業の結果はどうでしたか？

栄養教諭、学校栄養職員による「食に関する指導」が定着し、食事に対する正しい理解を深め、残菜の減少傾向が見られてきました。また、給食の献立の中に地元の農水産物を使用した「小田原献立」を実施することや農業体験で栽培した作物を使用することにより、食べ物を大切に作る心を育てることに繋げ、食育の推進を図ることができました。なお、調理業務委託により、2校7名の正規調理員人件費の削減ができました。

その他

子ども達が、学校給食や食に関する指導で得た知識や情報を実践へつなげるためには、家庭や地域との連携が欠かせません。

予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内 容	金 額	備 考
委託料（調理業務）	216,602千円	
委託料（調理業務以外）	57,656千円	
需用費（燃料費、修繕費、消耗品費）	81,936千円	
賃金	80,554千円	
その他	94,343千円	
	円	
	円	
	円	
合 計	531,091千円	

事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008967 学校給食事業	担当部局	学校教育部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	学校保健課

1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令	学校給食法	
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	サービス提供事業	実施方法	直営	実施期間	昭和22年度～

2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 市内小中学校児童生徒	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 安全、安心な給食を提供し、心身の健全な発達に資する。 学校給食を活用し食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身につけさせる。地元の食材を使うことを通し、地元の産業や食文化について学び、郷土愛を育む。	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位
				① 食に関する指導実施状況	回
				② 食中毒発生回数	回

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 市費学校栄養職員及び給食調理員の雇用 学校給食関係者の研修会の実施 学校栄養職員を対象とした研究会の実施 給食施設の維持管理 調理業務委託 細菌検査の実施	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位
				① 平均給食回数（小学校）	回
				② 平均給食回数（中学校）	回

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 児童・生徒の望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防 家庭における食生活の向上や郷土への愛着	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位
				① 設定は困難	0
				②	

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	昭和22年にみそ汁、ミルクの補食給食が開始された。その後昭和29年学校給食法が制定され、教育の一環として学校給食が位置づけられた。昭和47年10月からは中学校給食も開始した。
	上欄の状況はどのように変化しているか	当初の目的である「心身の健全な発達に資する」ことに加えて、豊かな人間性を育む食育を推進することを目的とした「食育基本法」が制定され、また「学校給食法」が改正された。これらに基づき、栄養教諭制度や特別非常勤講師制度を活用した学校栄養職員による食に関する授業を実施するようになった。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 児童、生徒数	16,062人	16,032人	16,032人	15,952人	15,851人	15,750人
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① 食に関する指導実施状況	70回	72回	72回	74回	76回	78回
	② 食中毒発生回数	0回	0回	0回	0回	0回	0回
活動指標	① 平均給食回数（小学校）	184回	184回	184回	184回	184回	184回
	② 平均給食回数（中学校）	179回	179回	179回	179回	179回	179回
結果指標	① 設定は困難	00	00	00	00	00	00
	②	0	0	0	0	0	0

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	471,966	546,129	531,091	583,267	622,267	622,267
	計 a			471,966	546,129	531,091	583,267	622,267	622,267
	人件費	業務量(人)	63.6	55.6	54.76	46.4	42.4	42.4	
		人件費 b	504,068	444,956	438,333	371,946	340,409	340,409	
	その他 c			0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			976,034	991,085	969,424	955,213	962,676	962,676

備考	
----	--

3. 評価

目的 妥当性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。	<input checked="" type="radio"/> 結びつく <input type="radio"/> 結びつかない	適切な栄養の摂取による健康の保持増進と望ましい食習慣を養い、子どもたちの心身の健全な発達を促す。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。	<input checked="" type="radio"/> 市の関与は妥当 <input type="radio"/> 見直す余地あり	生きる上で基本となる食育を推進するために、学校給食においても重要な役割を求められている。
有効性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。	<input type="radio"/> 成果向上の余地なし <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり	今後、生徒数の減少に伴い、学校給食センターの小規模化(*)を図り、食器の改善や食事内容を充実する。*給食センター担当校をその他の3共同調理場に振り分け、給食センターの食数を少なくし、老朽化した施設設備を改善する。3共同調理場では食数増分の設備を充実する。
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。	<input checked="" type="radio"/> 類似事務事業なし <input type="radio"/> 類似事務事業あり	なし
効率性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。	<input type="radio"/> 削減できない <input checked="" type="radio"/> 削減余地あり	調理業務の委託化を推進していく。
	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。	<input checked="" type="radio"/> 見直す余地なし <input type="radio"/> 見直す余地あり	学校給食は市内全小中学校の児童生徒を対象としており、一部に偏っているとは言えない。

4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	<input checked="" type="checkbox"/>	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	<input type="checkbox"/>	5. 他の事務事業との統合	8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	<input checked="" type="checkbox"/>	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
<ul style="list-style-type: none"> 調理員の定年退職者数を勘案し、順次調理業務の委託化を進める。 生徒数の減少に伴い、学校給食センターを小規模化し、調理後給食時間までを短縮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度は単独調理校を2校実施する予定である。(21年度定年退職者4名) 中・長期的に見て、生徒数の減少に伴い給食センター担当校をその他の3共同調理場に振り分け給食センターの食数を少なくする。給食センターでは老朽化した施設設備を改善し3共同調理場では食数増分の設備を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の削減。 学校給食センターの小規模化により、より安全が確保できる。食器の改善が図られるとともに、今以上に単独調理校の給食内容に近づき、生徒の喜ぶ給食になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な調理業務委託料を確保し、信頼できる委託会社を決定していく必要がある。

5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
学校給食における食育推進事業である地場産物の使用率を上げるため、農作物の生産者を業者登録した。	20年度から小田原市産キウイフルーツ、レモン、小松菜、ほうれん草を生産者から直接学校に供給できるようになった。

6. 所見等

※所属長等 <ul style="list-style-type: none"> この事業は、児童・生徒の望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防に資するなど成長期における重要な事業であり、今後も継続していく。 事業推進に当たっては、学校給食を通じた食育の推進をはじめ、調理業務委託の推進や調理施設の合理化を図るなど経費削減に努めていく。 	※行財政改善推進委員会
--	--------------------

事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 3班 3番目の事業の内容です。

事業名 私立幼稚園等就園奨励補助事業

担当課 学校教育課

この事業の目的は 私立幼稚園等に通園する幼児を持つ保護者の経済的負担を軽減するため、保育料・入園料の一部を助成することを目的としています。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか?)

毎年、私立幼稚園等に通園する幼児を持つ保護者に対し、所得に応じた補助金の支給をしています。概ね年収680万円以下の世帯は国庫補助の対象となるため、国で定められた補助額を支給していますが、年収680万円を超える世帯と認可外幼稚園に通園する世帯は国庫補助対象外のため、市単独補助として所得にかかわらず一律16,200円を支給しています。

事業の結果はどうでしたか？

本補助金との明確な相関関係は立証できませんが、保育料・入園料の負担が軽減されるため、保護者が私立幼稚園を選択しやすくなっていると思われます。また、低所得者に手厚い補助をしているため、所得が低くても私立幼稚園に入園することができるようになっていると思われます。

その他

予算を何に使っていますか？(補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道)

内 容	金 額	備 考
私立幼稚園等の保育料・入園料	73,051,800 円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
その他	円	
合 計	73,051,800 円	

事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008955 私立幼稚園等就園奨励補助事業	担当部局	学校教育部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	学校教育課

1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	補助金	実施方法	その他	実施期間	昭和47年度～

2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 私立幼稚園等に在籍する園児の保護者	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 私立幼稚園に在籍する園児の保護者の経済的負担を軽減する	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位
				① 市内私立幼稚園の定員に対する在籍園児数の割合	%
				②	

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 各幼稚園を經由して保護者から申請を受け付け、補助金は直接、保護者の口座に振り込んでいる	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位
				① 補助金額	円
				②	

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 義務教育課程前の幼児教育の充実	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位
				① 市立小学校入学児童総数に対する幼稚園就園率	%
				②	

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	保育料・入園料について、私立と公立との間に料金の格差があるため、私立幼稚園等の園児の保護者に対し、経済的負担を軽減するための対策が必要と考えられていた。
	上欄の状況はどのように変化しているか	少子化対策等の視点から、年々、国が示す補助金の単価が増額傾向にある。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 私立幼稚園在籍園児数	1,332人	1,321人	1,321人	1,321人	1,321人	1,321人
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① 市内私立幼稚園の定員に対する在籍園児数の割合	81.8%	80.3%	80.3%	80%	80%	80%
	②	0	0	0	0	0	0
活動指標	① 補助金額	67,629,700円	72,783,000円	73,051,800円	89,850,000円	93,873,000円	98,096,000円
	②	0	0	0	0	0	0
結果指標	① 市立小学校入学児童総数に対する幼稚園就園率	44.75%	45.59%	45.59%	46%	46%	46%
	②	0	0	0	0	0	0

		財源内訳		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
				金額	金額	金額	金額	金額	金額
事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	15,164	18,928	16,857	24,136	25,343	26,609
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	52,466	53,855	56,195	65,714	68,530	71,487
	計 a			67,630	72,783	73,052	89,850	93,873	98,096
	人件費	業務量(人)	業務量(人)	0.65	0.65	0.65	0.65	0.65	0.65
			人件費 b	5,383	5,383	5,383	5,383	5,383	5,383
		その他 c	0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			73,013	78,166	78,435	95,233	99,256	103,479

備考	
----	--

3. 評価

目的 妥当性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 <input checked="" type="radio"/> 結びつく <input type="radio"/> 結びつかない	幼稚園教育の充実のために、本事業は必要と考える。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 <input checked="" type="radio"/> 市の関与は妥当 <input type="radio"/> 見直す余地あり	国の補助金制度があるが、対象外の世帯に対しても補助が必要と考えられる。
有効性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地なし <input type="radio"/> 成果向上の余地あり	原則として、国の補助金交付要綱を基礎とする事業のため、成果向上の余地はないと考える。
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 <input checked="" type="radio"/> 類似事務事業なし <input type="radio"/> 類似事務事業あり	同じ目的を持つ他の事業はない。
効率性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 <input checked="" type="radio"/> 削減できない <input type="radio"/> 削減余地あり	削減できないと考える。
公平性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 <input type="radio"/> 見直す余地なし <input checked="" type="radio"/> 見直す余地あり	国の補助制度以外の市単独部分について、支給基準を見直す。

4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	<input checked="" type="checkbox"/> 7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
国の補助事業を超える所得層には、現在、市の単独事業として、事業を行っているが、その支給基準等について、見直しを行なう。	平成21年度検討。(平成22年度予算に反映) 平成22年度実施。	より支援を必要としている世帯へ補助金を増額できる。	特になし。	支給基準を変更することにより、「減額」となる保護者への対応。

5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
保護者向けチラシを見やすく改善した。	保護者からの申請(幼稚園経由)が円滑に行なわれた。

6. 所見等

※所属長等 国の補助金交付要綱に基づき事務を執行するため、大きな改善が難しい事業と考えるが、今後とも、事業の成果があがるよう取り組んでいきたい。	※行財政改善推進委員会
---	-------------

事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 3班 4番目の事業の内容です。

事業名 小田原市奨学金支給事務

担当課 学校教育課

この事業の目的は、「高等学校の修学に対して経済的な不安がある家庭」で「学業成績が優良な生徒」を奨学生として認定し、その生徒の高等学校生活を支援するために奨学金を支給します。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

小田原市の奨学金は、後に返還の必要がない「給付」型です。

奨学金の支給を希望する場合は、毎年4月に在学している高等学校の推薦書を添えて申請します。その後、毎年5月末頃に、市内公立・私立高等学校の校長先生等が委員となる選考会を開催し、奨学生を選考します。認定の期間は1年間です。

奨学生認定者は、月額9,000円を年4回に分けて、1人あたり年額108,000円を受け取ります。

事業の結果はどうでしたか？

毎年、予算の範囲内で75名～85名程度の生徒を奨学生として認定しています。その後、奨学生は、勉学や部活動など、安定した高等学校生活を送っているものと考えます。

その他

予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内 容	金 額	備 考
奨学金	8,235,000 円	約75名分
選考委員会委員の謝礼	9,000 円	委員のうち、市内私立高等学校の校長先生分
	円	
その他	円	
合 計	8,244,000 円	

事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008934 小田原市奨学金支給事務	担当部局	学校教育部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	学校教育課

1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等
	施策	体系外	根拠法令
	基計	体系外	条例・要綱
	実計	体系外	法令上の実施義務
事業区分	個人助成事業	実施方法	直営
		実施期間	平成5年度～

2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 経済的理由により高等学校の修学が困難な者	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 奨学生として認定した者の高等学校の課程の修学について、経済的に安定した状態とする	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位
			①	県下高等学校在籍生徒数	人
			②		
			①	認定者のうちの在学率	%
			②		

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 概ね公立の高等学校の授業料（H21年度入学者は月額9,900円）と同額の月額9,000円（公立・私立とも同額）の奨学金を年4回に分けて支給し、奨学生の高等学校の修学を支援する	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位
				①	支給人数
			②		

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 高等学校教育の充実	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位
				①	高等学校進学率
			②		

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	昭和30年から小田原育英会において実施されてきた奨学金支給制度を、平成4年度末の同会解散に伴い、引き継いだ寄付金を基金とし、本市が事業を継承した。これまで約1,000名の生徒を奨学生として認定し、修学にかかる費用を支援してきた。
	上欄の状況はどのように変化しているか	引き継いだ寄付金はそのまま基金として管理している。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 県下高等学校在籍生徒数	189,694人	185,000人	189,834人	180,000人	180,000人	175,000人
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① 認定者のうちの在学率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	②	0	0	0	0	0	0
活動指標	① 支給人数	85人	87人	75人	85人	85人	85人
	②	0	0	0	0	0	0
結果指標	① 高等学校進学率	97.7%	98%	97.8%	98%	98%	98%
	②	0	0	0	0	0	0

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	1	0	1	1	1
			一般財源	8,433	9,404	8,244	9,282	9,282	9,282
	計 a			8,433	9,405	8,244	9,283	9,283	9,283
	人件費	業務量(人)	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	
		人件費 b	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	
	その他 c		0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			9,675	10,647	9,486	10,525	10,525	10,525

備考	県下高等学校在籍生徒数及び高等学校進学率は神奈川県統計データから。統計データは例年7月頃更新される。
----	--

3. 評価

目 的 妥 当 性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 <input checked="" type="radio"/> 結びつく <input type="radio"/> 結びつかない	学校教育の充実に寄与する。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 <input checked="" type="radio"/> 市の関与は妥当 <input type="radio"/> 見直す余地あり	高等学校生徒の学業に対する支援は市としても必要と考える。
有 効 性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地なし <input type="radio"/> 成果向上の余地あり	奨学生制度の成果については、成果向上の指標設定が難しい。
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 <input type="radio"/> 類似事務事業なし <input checked="" type="radio"/> 類似事務事業あり	神奈川県においても奨学金制度がある。
効 率 性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 <input type="radio"/> 削減できない <input checked="" type="radio"/> 削減余地あり	現在、年間4回に分けて支給しているが、回数を減らすことについて、検討の余地がある。(ただし、奨学生への経済的な影響について、慎重に検討する必要がある。)
公 平 性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 <input type="radio"/> 見直す余地なし <input checked="" type="radio"/> 見直す余地あり	奨学金の金額を検討する。

4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	<input checked="" type="checkbox"/> 7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	<input checked="" type="checkbox"/> 5. 他の事務事業との統合	8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
奨学金は、現在、公立(全日制・定時制)・私立ともに月9000円(根拠一県立高校全日制授業料相当)だが、この内、定時制奨学生に対する奨学金額を定時制授業料に合わせ、減額方向で見直す。	平成21年8月検討 平成21年10月予算要求 平成22年3月規則改正	・市費の負担軽減 ・奨学生の認定可能人数の増加	奨学金の金額を変更した場合でも、総額の予算内を超えないよう選考を行うので、影響はないと考える。	民主党がマニフェスト掲げる「高等学校無償化」の動向に留意する。

5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
奨学金の申請期間は4月の1ヶ月間であるが、例年3月に現奨学生(最上級生を除く)あて、次年度の申請書類一式を郵送する事務を行っていたが、新規に申請する者との公平性を考慮し、現奨学生への郵送を廃止した。	左記改善方法により、平成21年3月には、53名の者への郵送を廃止した。

6. 所見等

※所属長等 義務教育課程を修了した者への教育支援のため、市町村としての責務の明確な規程はないが、多くの市町村が奨学金制度を実施していることから、市としての関与は妥当と考える。	※行財政改善推進委員会
--	-------------

事業仕分け・補足説明資料

仕分け作業 10月 3日分 3班 5番目の事業の内容です。

事業名 国際交流事業

担当課 文化交流課

この事業の目的は

地域社会・住民の、国際理解を深める。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

○地球市民フェスタ開催(実行委員会事業)

(対象) 外国籍住民を含めた市民

(開催日) 平成 21 年 2 月 15 日(日) 10:00~16:00

(開催場所) 川東タウンセンター マロニエ

(内容) 世界の歌と踊り、世界の味、国際交流団体の活動展示、フェアトレード商品販売、日本文化紹介、実行委員会企画事業(パレスチナ難民を追ったドキュメンタリー映画「NAKBA」上映)、外国籍住民による自国の紹介、諸外国の紹介資料展示(各在日大使館提供)

事業の結果はどうでしたか？

- ・ 5,300 人の来場者が、活動展示を興味深く見学したり、世界の料理を味わったり、身近に住む外国籍住民の自国紹介の話を聞いたり、草の根レベルでの国際交流イベントを開催できた。
- ・ この事業で活動展示をすることをきっかけに国際支援活動やフェアトレード商品の取り扱いに活動を切り替える団体もあった。
- ・ 実行委員会企画事業(パレスチナ難民を追ったドキュメンタリー映画「NAKBA」上映)は、世界の厳しい情勢を知り、考える場を提供することができた。(参加者 156 人)
- ・ 子どもの遊び場を設け、またポスターなどの PR 活動に力を入れた結果、来場者が増えた。
- ・ 出演者の謝礼金をフェスタ内で使える金券に変えたことにより、フェスタ内の経済状況の活性化につながった。

その他

- ・ 地球市民フェスタ総事業費 851,728 円
- ・ 地球市民フェスタの他、海外姉妹都市等との交流や海外からの来訪者へ対応や、地域国際交流団体及びかながわ自治体国際政策研究会の活動へ参加している。

予算を何に使っていますか？(補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道)

内 容	金 額	備 考
地球市民フェスタ	30,000円	地球市民フェスタ看板・プログラム等作成費
各種負担金	65,000円	神奈川県日本中国友好協会 20,000円 西湘日本中国友好協会 20,000円 かながわ自治体国際政策研究会 25,000円
旅費等	102,938円	海外からの来訪者への記念品等 56,698円 各種会議等への出席にかかる旅費 46,240円
合 計	197,938円	

事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008246 国際交流事業	担当部局	市民部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	文化交流課

1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令		
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	その他事業	実施方法	その他	実施期間	平成4年度～

2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 外国籍住民を含めた市民	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 外国籍住民が増えてきた中で、国際理解を深める。	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位
				① 地球市民フェスタの来場者数	人
				②	

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 1. 地球市民フェスタの開催及び広報活動。2. 地球市民フェスタ実行委員会の設置及び運営。3. 市内国際交流団体との連絡調整。4. 国際交流団体への負担金支払い等	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位
				① 実行委員会等連絡会議開催回数	回
				② PR活動にかかる、メディア数	回

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 地域の国際化による多文化共生を実現する。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位
				① 地球市民フェスタ開催にかかるスタッフ(団体)	団体
				② 地球市民フェスタ開催にかかるスタッフ(個人)	人

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	平成4年度から実施した「きらめき国際シンポジウム」を、市内国際関係団体を中心となり、平成8年度から「地球市民フェスタ」へと移行。
	上欄の状況はどのように変化しているか	「地球市民フェスタ」は、外国籍住民の増加も伴い、県西地区最大の国際交流イベントとして毎年開催。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対 象 指 標	① 市民	199,092人	199,250人	198,845人	199,500人	199,750人	200,000人
	② 外国籍住民	1,813人	1,900人	1,929人	2,000人	2,100人	2,200人
成 果 指 標	① 地球市民フェスタの来場者数	4,000人	4,500人	5,300人	6,000人	6,500人	7,000人
	②	0	0	0	0	0	0
活 動 指 標	① 実行委員会等連絡会議開催回数	17回	18回	18回	20回	20回	20回
	② PR活動にかかる、メディア数	3回	5回	5回	6回	7回	8回
結 果 指 標	① 地球市民フェスタ開催にかかるスタッフ(団体)	49団体	50団体	45団体	50団体	55団体	60団体
	② 地球市民フェスタ開催にかかるスタッフ(個人)	18人	20人	18人	25人	30人	35人

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	392	498	198	478	478	478
	計 a			392	498	198	478	478	478
	人件費	業務量(人)	0.46	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
		人件費 b	3,806.04	4,140.9	4,140.9	4,140.9	4,140.9	4,140.9	
	その他 c		0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			4,198.04	4,638.9	4,338.9	4,618.9	4,618.9	4,618.9

備 考	
-----	--

3. 評価

目的 妥当性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 <input checked="" type="radio"/> 結びつく <input type="radio"/> 結びつかない	外国の文化とふれあえる事業であり、国際交流団体の活動発表の場であるとともに交流の場にもなっている。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 <input checked="" type="radio"/> 市の関与は妥当 <input type="radio"/> 見直す余地あり	在日大使館や他市町村との連絡調整を円滑に進めるため、事務局機能として市の関与は妥当である。
有効性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 <input type="radio"/> 成果向上の余地なし <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり	より多くの国際交流団体が参加したり、プログラム内容を工夫したりすることにより、成果向上の余地はある。
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 <input type="radio"/> 類似事務事業なし <input checked="" type="radio"/> 類似事務事業あり	1. 西さがみ連邦共和国での連携は図っている。今後、2市8町へと広げていくことも考えられる。 2. 県下でも類似例はあるが、横浜や相模原であったりと距離が離れているため統合や連携は難しい。
効率性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 <input type="radio"/> 削減できない <input checked="" type="radio"/> 削減余地あり	実行委員会の事務処理能力を上げることで、職員の事務量削減の可能性はある。
	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 <input checked="" type="radio"/> 見直す余地なし <input type="radio"/> 見直す余地あり	受益者は広く全市民である。市からの支出も最小限のものと思われる(地球市民フェスタへの支出は30,000円)。

4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	<input checked="" type="checkbox"/> 8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
地球市民フェスタについては、事業費のうち95%は協賛金で賄っている。また、この事業費からする費用対効果は比較的高いものと思われ、市からの負担としては現状維持が望ましい。				

5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
1. 従来、白黒印刷であったポスターチラシをカラー印刷とし、さらに大幅に印刷枚数を増やし、大使館など市外の関係施設をはじめ、商店街等へも配布した。(ポスターは従来1,000枚程度のを1,500枚、チラシは2,500枚程度だったものを、20,000枚。) 2. 経費の削減及び各ブースの利用を促進するため、参加者への謝礼金を、現金から地球市民フェスタ内で使用できる食券にした。 3. 小・中学生からポスター原画の募集をした。	1. 注目度が上がったことにより、集客効果が上がった。 2. 食のブース利用率が上がった。 3. 表彰式を行なったことで入賞者の関係者も集まり、集客効果があった。また、街中に数多く貼られたポスターに入賞作品が使われたことで、本年度は応募数が倍増しているように、注目度が上がっている。

6. 所見等

※所属長等 国際交流団体連絡会や地球市民フェスタ実行委員会に参加する団体の裾野を広げ、人や団体が連携していききっかけ作りをしていく。	※行財政改善推進委員会
---	-------------

事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月 3日分 3班 5番目の事業の内容です。

事業名 ときめき国際学校事業補助事業

担当課 文化交流課

- この事業の目的は、1. 青少年の国際感覚を養う。
2. 両市、両委員会の友好関係をより深め、事業推進体制を強化する。
3. 一般市民の国際意識を高め、市民参加の促進を図る。 ことです。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

ときめき国際学校 (実行委員会事業)

対象：市内に在住する、中学2年生から高校3年生

事業日程：事前研修 6月7日・13日・20日・21日27日・28日<小田原市内>

→英会話、海外でのマナー、両国の歴史や文化

国内交流 7月10日～7月21日<小田原市内、東京、箱根他>

→国内にてホームステイ受入れ、日本文化紹介、バーベキュー等を通して交流

海外交流 7月31日～8月11日<オーストラリア派遣>

→ホームステイ、市長表敬、学校登校、ファームステイ等を通して交流

事後研修 8月17日・20日・9月5日<小田原市内>

→この交流を通して学んだことをまとめ、広く市民に発表する。

事業の結果はどうでしたか？

1. お互いのホームステイや交流プログラムに積極的に取り組み、参加生徒の中にはその後海外短期留学をするものもいるなど、国際感覚を身につける第一歩となっています。
2. 平成20年度は43人の市民ボランティアがこの事業に参加し、これまで述べ681人が市民ボランティアとして参加しており、市民ボランティアに対するアンケート結果からも国際交流に対する意識が変わったという市民が増えました。

その他

マンリー市との長年の交流がきっかけで、第2次世界大戦中の日本兵の手帳がオーストラリアから遺族に返還されました。このニュースは、多数メディアにも報道されるなど反響がありました。

予算を何に使っていますか？ (補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道)

内 容	金 額	備 考
海外交流経費	4, 584, 253円	
国内交流経費	1, 310, 933円	
事務費	1, 003, 143円	
研修費	86, 845円	
合 計	6, 985, 174円	

事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008247 ときめき国際学校事業補助事業（実行委員会形式）	担当部局	市民部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	文化交流課

1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令		
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	負担金	実施方法	その他	実施期間	平成3年度～

2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 1. 市内中・高校生 2. 小田原市及びマンリー市関係者全般 3. 一般市民	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位	
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 1. 青少年の国際感覚を養う。 2. 両市の友好関係をより深め、参加生徒の受け入れ態勢を強化する。 3. 一般市民の国際意識を高め、市民参加の促進を図る。	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位	
				①	ときめき国際学校参加者数	人
				②	市民ボランティア数	人

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 事業開催に伴う事務局機能、負担金支出及び事業の広報活動。 事前研修：6月に英会話、海外でのマナー、両国の歴史や文化の学習。 国内交流：7月の2週間程度。交流内容は、小田原市内、東京、箱根等訪問。 海外交流：8月の2週間程度。交流内容は、ホームステイ、市長表敬、学校登校、施設見学、文化体験等。 事後研修：8～9月。交流のまとめ、発表。	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位	
				①	負担金	千円
				②		

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 国際感覚を持った青少年や市民が増えることにより、地域の国際化が醸成される。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位	
				①	ときめき国際学校参加者延べ人数	人
				②	市民ボランティア延べ人数	人

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	平成3年度に行った「ときめき小田原まつり・国際交流祭」が前身である。国際感覚を持った青少年の育成等に必要であることから毎年継続して実施している。平成20年度で18回目を迎えた。
	上欄の状況はどのように変化しているか	国際的な分野で活躍している卒業生が出ている。また、この事業に参加した生徒も次世代の育成にOB・OGとして携わっている。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対 象 指 標	① 市内中・高校生	11,339人	11,300人	11,333人	11,300人	11,250人	11,200人
	② 成人市民	161,317人	161,400人	161,446人	161,500人	162,000人	162,500人
成 果 指 標	① ときめき国際学校参加者数	20人	25人	25人	25人	25人	25人
	② 市民ボランティア数	33人	40人	43人	45人	50人	55人
活 動 指 標	① 負担金	6,959千円	7,000千円	6,985千円	6,500千円	6,500千円	6,500千円
	②	0	0	0	0	0	0
結 果 指 標	① ときめき国際学校参加者延べ人数	650人	675人	675人	700人	725人	750人
	② 市民ボランティア延べ人数	638人	670人	681人	726人	776人	831人

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	6,959	7,000	6,985	6,500	6,500	6,500
	計 a			6,959	7,000	6,985	6,500	6,500	6,500
	人件費	業務量(人)	0.89	0.9	0.93	0.9	0.9	0.9	
		人件費 b	7,370.8	7,453.7	7,702.1	7,453.7	7,453.7	7,453.7	
	その他 c		0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			14,329.8	14,453.7	14,687.1	13,953.7	13,953.7	13,953.7

備 考	
-----	--

3. 評価

目 的 妥 当 性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 ● 結びつく ○ 結びつかない	多感な時期に国際交流をすることで世界的視野を持つ青少年の育成に寄与する。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 ● 市の関与は妥当 ○ 見直す余地あり	市が関与することで、青少年の交流が両市を代表するものとなり、両市の実行委員会や交流プログラム参加者の意識が高まる。また、市が関与することで市民との交流プログラムがスムーズに進む。
有 効 性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 ○ 成果向上の余地なし ● 成果向上の余地あり	事前・事後研修、交流内容などは成果向上に向け、時代に適合したものに常に検討する必要がある。
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 ○ 類似事務事業なし ● 類似事務事業あり	現在、対象を中学・高校生とする友好都市オーストラリア・マンリー市との派遣生交流事業「ときめき国際学校」と、18から28歳を対象としたチュラピスタ市との青年交流事業として、連携した2本柱の事業を実施している。
効 率 性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 ● 削減できない ○ 削減余地あり	市が行うべき必要不可欠な業務を遂行しているため。
公 平 性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 ○ 見直す余地なし ● 見直す余地あり	参加費用が現在の水準で妥当かどうかは常に検討している。

4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	● 4. 成果向上のための改善	● 7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	○ 5. 他の事務事業との統合	○ 8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	○ 6. 効率性向上のための改善	○ 9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
1. 交流プログラムを生徒が企画するなど、生徒の自主性や交流意欲の向上を促進するような研修とする。 2. 地域産業や伝統技術を小田原の生徒がマンリーの生徒に披露するなど、地域の特色を出した交流プログラムとする。 3. インターネットを利用したバーチャルの交流を取り入れる。 4. 参加費用を見直す。	1. 実行委員会で協議の上、随時改善する。 2. 実行委員会で協議の上、随時改善する。 3. バーチャル交流や地域の特色を生かした交流については随時取り入れていく。 4. 物価、為替レートの変動、世界経済の状況などを考慮し、実行委員会で協議の上、随時改善する。	1. 生徒の自主性を重んじることで、積極かつ継続的な交流になる。 2. 自国や地元をよく理解し、愛着を持った上で交流を行うことで、お互いの理解が深められる。 3. バーチャル交流により、生徒の交流手段の幅が広がる。 4. 受益者負担適正化。		1. 交流プログラムとバーチャル交流の実施について、相手都市マンリー市との調整 2. 青少年交流事業参加者の高額な負担金は、参加者の負担となる。

5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
1. 燃油サーチャージ料高騰による参加者負担金の増額 2. マンリーでの交流プログラムの削減	1. 2. 燃油サーチャージ料が高騰する中で、参加者負担金の増額やマンリーでの交流経費を削減することにより、例年と交流事業が実施できた。

6. 所見等

※所属長等 過去20年もの実績は非常に重いものと感じている。この積み上げを大切にしながら、新しい時代に即した形で運営していくことが重要である。	※行財政改善推進委員会
--	-------------

事業仕分け・補足説明資料

仕分け作業 10月3日分 3班 5番目の事業の内容です。

事業名 小田原海外市民交流会補助事業

担当課 文化交流課

この事業の目的は

1. 海外姉妹都市及び諸外国の人々との相互理解及び友好親善を深め、地域の国際社会づくりに寄与する。
2. 小田原市の青年の国際感覚を養うとともに、市民の国際意識を醸成するため姉妹都市であるチュラビスタ市と相互の青年交流事業を行う。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

小田原海外市民交流会は、昭和56年11月8日に姉妹都市提携した後、市民による姉妹都市交流を目指して、昭和57年6月に設立された団体である。小田原市は、事業費等補助金の支出、事務局機能を担っている。(団体の事業内容)

1. 海外姉妹都市との交流親善に関する事業 (姉妹都市を対象)
 - ・本市青年とチュラビスタ市青年との相互交流を毎年夏期に実施する。
国内交流:7月の2週間、海外交流:8月の2週間。(参加者には9万円の負担金を支払ってもらっている。)
 - ・公募の市民訪問団による相互訪問交流を5年ごとに実施する。
2. 地域の国際社会づくりに関する事業 (市民を対象)
 - ・地球市民フェスタ実行委員会への参加し、着付・書道などの体験ブース、世界の味の販売、姉妹都市青年交流事業の紹介等を実施する。
 - ・在留外国人のための日本語教室 (毎週水曜日 18:30 から 20:30。生涯学習センターけやき) を実施する。
3. 国際交流の推進に関する事業 (市民を対象)
 - ・ウィンターパーティーや日本のお正月、海岸清掃&バーベキュー、ハロウィンパーティーなどを実施して国際交流を推進する。
4. その他事業 (主に会員を対象)
 - ・総会を年1回、役員会を随時開催する。
 - ・地元の地域の歴史や文化を学ぶ歴史散歩を実施する など。

事業の結果はどうでしたか？

1. 27年間継続した海外姉妹都市との交流親善に関する事業 (市民訪問団の受け入れ・青年交流) を通して、海外姉妹都市を再認識し、相互理解、友好親善を一層深めている。
2. 日本語教室などの地域の国際社会づくりに関する事業及び国際交流ラウンジでの交流事業などの国際交流の場を通して、地域の国際社会づくりに寄与している。
3. 青年交流では、ホームステイを通じての海外での交流や様々なボランティア活動 (老人ホーム訪問) を体験することによって、国際感覚を身につけている。この事業による交流人数は両市合わせて151人となった。
4. 継続した事業の実施により、小田原海外市民交流会の会員数が発足当初の約80人から約200人と増加した。

その他

- ・過去の派遣生が外国語指導助手として来日や、チュラビスタ市を訪問するなど卒業後の交流が続いている。
- ・青年交流事業の参加者が、OB・OGの会を結成し、交流会が行う国際交流事業に主体的に参加している。また、派遣生への研修指導やアドバイスなども行っている。

予算を何に使っていますか？ (補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道)

内 容	金 額	備 考
交流会の運営に係る経費		
交流事業費	134,640円	ウィンターパーティー等の交流事業
日本語クラス等活動費	95,360円	日本語教室、派遣生OB・OGの活動費
青年交流事業の派遣に係る経費		参加者は一人9万円を負担
渡航費 (往復航空券・交通費)	397,132円	
受入交流費 (交流プログラムなど)	219,868円	
合 計	847,000円	

事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008248 小田原海外市民交流会補助事業	担当部局	市民部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	文化交流課

1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令	小田原市民部文化交流課所管に係る補助金交付要綱	
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	補助金	実施方法	その他	実施期間	昭和57年度～

2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 外国籍住民含めた市民	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 1. 地域に住む外国籍住民の人々との相互理解が進み、地域の国際化が推進される。 2. 国際社会で活躍できる人材が育成される。	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位
				① 小田原海外市民交流会会員数	人
				② 青年交流事業派遣人数(小田原市からの派遣人数)	人

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 1. 小田原海外市民交流会を運営する補助金の支出、事務局機能及び広報活動 2. アメリカ合衆国カリフォルニア州チュラピスタ市との青年交流事業を実施する補助金の支出、事務局機能及び事業の広報活動 交流会事業：国内での国際交流プログラム、日本語教室などを実施。 青年交流事業：国内交流7月の2週間、海外交流8月の2週間。交流内容は、ホームステイ、市長表敬、施設見学、ボランティア活動等。	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位
				① 小田原海外市民交流会補助金額	千円
				② 青年交流事業補助金額	千円

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 1. 地域市民の国際意識の向上される。 2. 海外姉妹都市との友好親善が深まる。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位
				① 小田原海外市民交流会事業参加者数	人
				② 青年交流事業派遣述べ人数(小田原市からの派遣人数)	人

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	小田原市とチュラピスタ市は、昭和56年11月8日に姉妹都市提携をした。市民による姉妹都市交流を目指して、昭和57年6月に小田原海外市民交流会が設立され、市民訪問団や青年の相互交流などを行っている。
	上欄の状況はどのように変化しているか	姉妹都市提携から27年が経過し、小田原海外市民交流会の会員数が発足当初の約80人から約200人と増加し、青年交流事業については、両市合わせて151人の相互交流が行われている。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対 象 指 標	① 人口	199,092人	199,250人	198,845人	199,500人	199,750人	200,000人
	②	0	0	0	0	0	0
成 果 指 標	① 小田原海外市民交流会会員数	204人	210人	193人	220人	230人	240人
	② 青年交流事業派遣人数(小田原市からの派遣人数)	4人	4人	4人	4人	4人	4人
活 動 指 標	① 小田原海外市民交流会補助金額	230千円	230千円	230千円	230千円	230千円	230千円
	② 青年交流事業補助金額	617千円	617千円	617千円	617千円	617千円	617千円
結 果 指 標	① 小田原海外市民交流会事業参加者数	702人	750人	764人	800人	850人	900人
	② 青年交流事業派遣述べ人数(小田原市からの派遣人数)	91人	95人	95人	99人	103人	107人

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	847	847	847	847	847	847
	計 a			847	847	847	847	847	
	人件費	業務量(人)	0.68	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	
		人件費 b	5,626.32	5,631.08	5,631.08	5,631.08	5,631.08	5,631.08	
	その他 c		0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			6,473.32	6,478.08	6,478.08	6,478.08	6,478.08	

備 考	
-----	--

3. 評価

目的 妥当性	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。	
	①	<input checked="" type="radio"/> 結びつく <input type="radio"/> 結びつかない
有効性	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。	
	②	<input checked="" type="radio"/> 市の関与は妥当 <input type="radio"/> 見直す余地あり
効率性	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。	
	③	<input type="radio"/> 成果向上の余地なし <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり
公平性	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。	
	⑤	<input checked="" type="radio"/> 削減できない <input type="radio"/> 削減余地あり
公平性	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。	
	⑥	<input type="radio"/> 見直す余地なし <input checked="" type="radio"/> 見直す余地あり

4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 4. 成果向上のための改善	<input checked="" type="checkbox"/> 7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
1. 交流会の交流プログラムの内容を見直し、市民が参加しやすいものを開催していくことで会員数の増加と規模の拡大を進める。 2. 青年交流事業派遣生の負担金を年度ごとに見直す。	1. 交流会の交流プログラムを見直すとともに活動を広く周知することで、参加者を増やし会員数を増やす。また、青年交流事業のプログラムを派遣生OB・OGにより企画し、派遣生の申込者を増やしていく。 2. 青年交流事業参加者の負担金を年度ごとに見直していく。	1. 交流会及び青年交流事業のプログラムの見直しにより、会員数が増加し、組織の強化や国際意識の向上につながる。 2. 受益者負担適正化。		1. 交流プログラムの内容の見直しについて、相手都市チュラビスタ市との調整 2. 青年交流事業の参加者の高額な負担金は、参加者の負担となる。

5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
青年交流事業派遣生のOB・OGによる交流プログラムを増やし、地域での国際交流の場として、季節行事(花見、海岸清掃)を催したり、スポーツ交流を実施した。	参加しやすい交流プログラムが増えたことで、プログラム参加者が増えた。また、若い世代の会員の活動が活発になった。

6. 所見等

※所属長等 チュラビスタとの青年交流と、会員による国際交流事業を大きな柱として運営しているが、今後はさらなる会員の増員をはかり、また、より会員が主体となった運営がされることが望ましい。	※行財政改善推進委員会
---	-------------

事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 3班 6番目の事業の内容です。

事業名 おだわら国際交流ラウンジ管理運営事業

担当課 文化交流課

この事業の目的は、

1. 外国籍住民へ生活に必要な情報を提供する。
2. 国籍を問わず、国際交流活動を行なう市民へ交流活動の場を提供する。 ことです。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

対象：国籍を問わず広く市民

期間：年末年始以外の毎日(9:00~21:00)

場所：小田原市栄町（栄町駐車場3階）

内容：・行政やNPO等民間支援団体が作成している生活支援情報の掲示

・英語、ポルトガル語の新聞・雑誌の掲出

・市民の企画・運営による交流事業「ティーサロン」の実施

・国際交流活動を行なう市民の活動（事業の実施会場、会議会場）の場

事業の結果はどうでしたか？

1. 市内・近隣の町に類似施設がない中で、特に外国籍住民にとって身近で便利な施設となっています。
2. 会議スペースは多くの国際交流団体の打合せ等に利用され、利用団体も増加しています。
(近年の世界的不況の影響なのか、外国籍住民利用者が減少しています。)

その他

予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内 容	金 額	備 考
ラウンジ管理者人件費	3,053,000円	
消耗品費	143,000円	
光熱水費	354,000円	
備品修繕費	30,000円	
電話使用料	53,000円	
清掃委託料	195,000円	
テレビ受信料	63,000円	
インターネット接続料	76,000円	
合 計	3,967,000円	

事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008250 おだわら国際交流ラウンジ管理運営事業	担当部局	市民部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	文化交流課

1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令	おだわら国際交流ラウンジ設置要綱	
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	施設等運営管理	実施方法	直営	実施期間	平成10年度～

2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 外国籍住民を含めた市民	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 各種情報の提供及び交流の場を提供する。	成果指標	① 外国籍住民	人
				② 外国籍住民の割合	%
				「意図」の達成の程度を示す	単位
① ラウンジ利用者数	人				
②					

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 外国籍住民や外国籍住民を含む市民への情報提供・交流の場を提供する機能をもつラウンジの運営管理及び事業の広報活動を行なっている。 会議スペース(10名、20名)、情報掲示スペース、談話スペース、パソコン(インターネット利用)、給湯室、トイレ等が無料で利用できる。	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位
		① ラウンジ開館日数		日	
		② ラウンジ管理費		千円	

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 外国籍住民にとって住みやすい地域社会が実現される。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位
		① 外国籍住民の利用者数		人	
		②			

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	国際交流ラウンジは平成10年度に、市内在住の外国籍住民への支援活動及び生活に必要な情報を提供するとともに、国際交流活動を行う市民に活動の場を提供するために設置した。
	上欄の状況はどのように変化しているか	情報提供事業、外国人のための相談事業、市民の企画運営による交流事業(ティーサロン)などを行い、安定した利用がなされているが、利用者が徐々に減少している。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 外国籍住民	1,813人	1,900人	1,929人	2,000人	2,100人	2,200人
	② 外国籍住民の割合	0.91%	0.95%	0.97%	1%	1.05%	1.1%
成果指標	① ラウンジ利用者数	7,481人	7,500人	6,878人	7,500人	8,000人	8,500人
	②	0	0	0	0	0	0
活動指標	① ラウンジ開館日数	360日	359日	357日	359日	359日	360日
	② ラウンジ管理費	3,966千円	4,000千円	3,960千円	3,977千円	3,977千円	3,977千円
結果指標	① 外国籍住民の利用者数	1,702人	1,700人	969人	1,200人	1,300人	1,400人
	②	0	0	0	0	0	0

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	3,966	4,000	3,960	3,977	3,977	3,977
	計 a			3,966	4,000	3,960	3,977	3,977	3,977
	人件費	業務量(人)	0.39	0.39	0.39	0.39	0.39	0.39	
		人件費 b	3,229.59	3,229.59	3,229.59	3,229.59	3,229.59	3,229.59	
		その他 c	0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			7,195.59	7,229.59	7,189.59	7,206.59	7,206.59	7,206.59

備考	
----	--

3. 評価

目的 妥当性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 ● 結びつく 見直す余地なし	外国籍住民が増えている中、このような情報提供、交流の場は必要である。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 ● 市の関与は妥当 見直す余地あり	今のところ、民間で同等の施設を確保することは困難である。
有効性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 ● 成果向上の余地あり 見直す余地なし	ラウンジを広く周知して利用者を増やす。
	④	市内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 ● 類似事務事業あり 見直す余地なし	1. 外国人対象の類似施設はない。 2. 市民活動サポートセンターや女性プラザは「市民活動団体の活動拠点」という点では類似している。施設としては統合・連携は考えられる。
効率性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 ● 削減余地あり 見直す余地なし	他の施設との統合・連携により、施設の維持管理にかかる事務費や人件費等の削減はできる。
	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 ● 見直す余地あり 見直す余地なし	外国籍住民や国際交流活動をしている人たちの活動拠点としての機能は必要であるが、一般市民の利用なども含め、会議スペースの有料化など他施設との整合性をとる必要は考えられる。

4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	● 4. 成果向上のための改善	● 7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	● 5. 他の事務事業との統合	8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	● 6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
1. 市民が気軽に参加できる交流事業の機会を増やす。 2. 他施設との統合や共同利用、整合性を考える。	1. 交流事業を随時開催していく。 2. 市の施設の配置のあり方で見直していく。	1. 利用者数が増加する。 2. 維持管理費が削減される。		

5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
ラウンジ内のレイアウト変更や不要な物品の処分、コーヒーやお茶類利用コーナー設置を行った。	利用者満足度の向上された。

6. 所見等

※所属長等 施設を設置して10年が経過し、市の施設としても定着してきたと考えている。 今後は、国際交流活動団体だけでなく、市民活動を行っている団体同士の連携作りと、その動きの中で施設としての統合も視野に入れる必要があるだろう。	※行財政改善推進委員会
---	-------------

事業仕分け・概要資料

仕分け作業 10月3日分 3班 7番目の事業の内容です。

事業名 小田原地方防犯協会補助事業

担当課 暮らし安全課

この事業の目的は

小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町を活動範囲としている小田原地方防犯協会の活動を促進、活発化させ、地域内での犯罪が発生しづらい環境をつくることです。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

小田原地方防犯協会は、警察、民間防犯指導員、行政などの会員が相互に連携を図りながら防犯キャンペーン、防犯パトロールなど種々の防犯活動を春や秋などの地域安全運動期間中に小田原駅周辺で行っている団体です。

また、小田原地方防犯協会の会員である民間防犯指導員は地域住民の自主防犯意識の啓発や、自治会などの自主防犯活動の推進に尽力するなど地域防犯力の底上げを担っています。

事業の結果はどうでしたか？

小田原警察署管内の犯罪件数は平成13年の約5,300件をピークに平成20年は約3,100件と減少しており、防犯活動を続けていることで、犯罪発生抑止に一定の効果があったと考えています。

その他

防犯活動を主に担っている、民間防犯指導員が世代交代の時期となっていることが課題と考えています。

予算を何に使っていますか？(補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道)

内 容	金 額	備 考
事業費(防犯キャンペーン物品費等)	953千円	
運営費(消耗品等)	116千円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
その他	円	
合 計	1,069円	

事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008217 小田原地方防犯協会補助事業	担当部局	市民部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	暮らし安全課

1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令		
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務		
事業区分	補助金	実施方法	その他	実施期間	昭和38年度～

2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の地域住民	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町を活動範囲としている小田原地方防犯協会の活動を促進、活発化させ、地域内での犯罪が発生しづらい環境をつくること。	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 小田原地方防犯協会への補助金の交付 小田原地方防犯協会では、防犯キャンペーン、防犯パトロールを実施するとともに、協会の会員である民間防犯指導員は地域自治会と連携し、地域の自主防犯活動の推進に尽力するなど、地域防犯力の底上げを担っている。	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現につながる。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	犯罪抑止は警察の仕事と考えられてきた時代から、警察、行政、関係団体、地域の協力によって犯罪抑止に努める時代へと変化してきている。地域の安全は地域で守るといった自主防犯意識の考えが大きくなってきた。
	上欄の状況はどのように変化しているか	「地域の安全は地域で守る」といった自主防犯意識が向上し、各地域で自治会を中心に自主防犯組織が設置され、防犯パトロールや学童の見守り活動が行われている。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 対象となるエリアの人口	248,123人	247,506人	247,506人	247,093人	247,093人	247,093人
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① 犯罪発生件数	3,103件	3,000件	3,112件	2,700件	2,700件	2,700件
	②	0	0	0	0	0	0
活動指標	① 防犯活動回数	67回	70回	71回	70回	70回	70回
	②	0	0	0	0	0	0
結果指標	① 犯罪発生件数	3,103件	3,000件	3,112件	2,700件	2,700件	2,700件
	②	0	0	0	0	0	0

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	1,069	1,069	1,069	1,069	1,069	1,069
	計 a			1,069	1,069	1,069	1,069	1,069	1,069
	人件費	業務量(人)	0.22	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
		人件費 b	1,820	2,485	2,485	2,485	2,485	2,485	
		その他 c	0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			2,889	3,554	3,554	3,554	3,554	3,554

備考	
----	--

3. 評価

目 的 妥 当 性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 ● 結びつく ○ 結びつかない	小田原地方防犯協会の活動が活発化することで、地域内での犯罪の発生しづらい環境をつくり、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現する。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 ● 市の関与は妥当 ○ 見直す余地あり	防犯活動を促進、活発化するためには、活動費を助成する補助金の支出は必要である。
有 効 性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 ● 成果向上の余地なし ○ 成果向上の余地あり	犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現するため、警察、行政、防犯活動団体等が連携を図りながら、種々の犯罪抑止活動を実施している。
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 ● 類似事務事業なし ○ 類似事務事業あり	小田原地方防犯協会は小田原警察署をはじめ、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の1市3町が連携を図りながら、種々の犯罪抑止活動に取り組んでおり、今後も安全・安心のまちづくりの実現を目指すためには必要不可欠な事業である。
効 率 性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 ● 削減できない ○ 削減余地あり	1市3町が連携を図りながら最低限の事業費で犯罪抑止に取り組んでいるため削減は難しい。
公 平 性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 ● 見直す余地なし ○ 見直す余地あり	地域の安全・安心なまちづくりを実現するための事業であるため、受益者が市民の一部に偏っていることはない。

4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	● 8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
小田原地方防犯協会は小田原警察署をはじめ、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の1市3町が連携を図りながら、種々の犯罪抑止活動に取り組んでおり、今後も安全・安心のまちづくりの実現を目指すためには必要不可欠な事業である。				

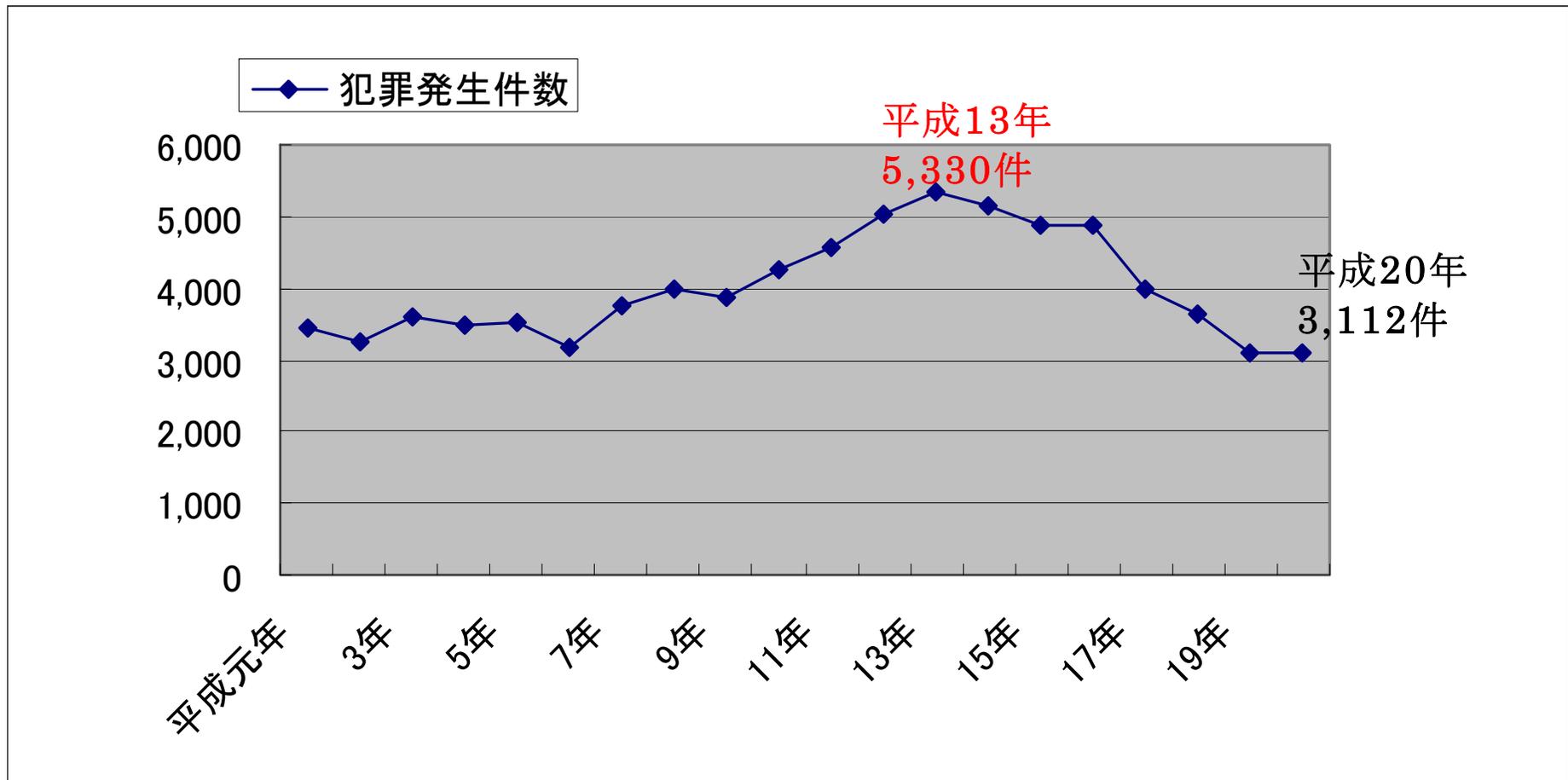
5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果

6. 所見等

※所属長等 安全・安心のまちづくりの実現に向けては、小田原警察署、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、関係団体との連携は必要不可欠である。	※行財政改善推進委員会
--	-------------

小田原警察署管内の犯罪発生認知件数の推移



事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月 3日分 3班 8番目の事業の内容です。

事業名 交通安全運動推進事業

担当課 暮らし安全課

この事業の目的は、市民等の交通ルールや交通マナーの向上についての意識啓発を図るとともに、交通事故の発生件数を減少させることです。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

- ① 交通安全日（毎月2回）に児童・生徒の交差点等での安全を確保するため街頭指導を行っています。
- ② 児童、園児、高齢者を対象とした交通安全教室の開催（年間100回）や、年4回の交通安全運動期間中のキャンペーン、高齢者世帯訪問など交通安全啓発事業を実施しています。
- ③ 自治会からの交通要望（年100件程度）への対応及び交通啓発看板を設置しています。
- ④ 交通安全協会、交通安全母の会、交通安全対策協議会に補助金を支出していますが、いずれも児童・生徒の通学途中の安全確保や交通安全啓発事業を実施しています。

事業の結果はどうでしたか？

小田原市内において、平成13年（2,000件）をピークに、その後、交通事故の発生件数は減少しています。（平成20年 1,176件）

その他

全交通事故件数に占める高齢者や自転車の関係する事故の割合が増加傾向にあります。

高齢者の関係する交通事故割合 平成15年20%⇒平成20年28%

自転車の関係する交通事故割合 平成15年23%⇒平成20年28%

予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内 容	金 額	備 考
交通安全街頭指導経費	9,400千円	交通指導隊、交通指導員、学童等交通誘導員関係経費
交通安全教室開催経費	9,100千円	交通安全教育指導員経費
交通安全啓発事業経費	1,650千円	交通安全協会、交通安全母の会、交通安全対策協議会補助金等
合 計	20,150千円	

事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008225 交通安全運動推進事業	担当部局	市民部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	暮らし安全課

1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令	小田原市交通安全対策会議条例ほか	
	基計	体系外	条例・要綱	か	
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	啓発事業	実施方法	その他	実施期間	昭和42年度～

2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 市民	対象指標	「対象」の大きさを示す	単位	
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 交通事故の発生件数を減少させるとともに、正しい交通ルールや交通マナーを身に付けてもらう	成果指標	「意図」の達成の程度を示す	単位	
				①	交通事故発生件数	件
				②		

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか ①交通安全指導隊、交通指導員、学童等交通誘導員による街頭指導 ②児童・園児・高齢者等を対象とした交通安全教室 ③交通安全啓発看板の設置及び自治会等からの交通要望への対応 ④小田原交通安全協会・小田原市交通安全母の会連絡協議会・小田原市交通安全対策協議会への補助金の支出	活動指標	「手段」の活動の量を示す	単位
		①		交通安全教室実施回数	回
		②			

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 種々の交通安全運動推進事業を通じて市民の交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図り、交通事故発生件数を削減する	結果指標	上位目的の達成の程度を示す	単位
		①		交通事故発生件数	件
		②			

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	昭和35年から昭和40年代にかけて、全国的に交通事故・死者数共に激増した。このような状況から、小田原市では小田原市交通安全対策協議会や交通安全指導隊等が設置され、小田原警察署や関係機関と連携を図りながら、交通安全教育や街頭指導など様々な面から交通安全対策事業に取り組んできた。
	上欄の状況はどのように変化しているか	小田原市内では、平成13年(2,000件)をピークに、その後、交通事故発生件数は減少している。(平成20年 1,176件)近年は高齢者や自転車の関係する交通事故の割合が増加傾向にある

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 人口	198,985人	198,985人	198,841人	198,586人	198,586人	198,586人
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① 交通事故発生件数	1,274件	1,200件	1,176件	1,100件	1,000件	900件
	②	0	0	0	0	0	0
活動指標	① 交通安全教室実施回数	101回	100回	96回	100回	100回	100回
	②	0	0	0	0	0	0
結果指標	① 交通事故発生件数	1,274件	1,200件	1,176件	1,100件	1,000件	900件
	②	0	0	0	0	0	0

事業費 (千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	5,397	0	0	0	0	0
			一般財源	18,993	17,000	16,766	20,150	14,000	14,000
	計 a			24,390	17,000	16,766	20,150	14,000	14,000
	人件費	業務量(人)	1.96	1.96	1.96	1.96	1.96	1.96	
		人件費 b	16,217.04	16,230.76	16,230.76	16,230.76	16,230.76	16,230.76	
	その他 c			0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			40,607.04	33,230.76	32,996.76	36,380.76	30,230.76	30,230.76

備考	
----	--

3. 評価

目的 妥当性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 ● 結びつく □ 結びつかない	小田原警察署等の関係機関と連携を図りながら種々の交通安全運動推進事業を実施し、市民の交通安全意識の向上を図ることは交通事故の発生件数の減少につながる。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 ● 市の関与は妥当 □ 見直す余地あり	市民を交通事故から守るため、種々の交通安全運動推進事業を行うことは必要不可欠である。
有効性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 ● 成果向上の余地なし □ 成果向上の余地あり	警察、県、市、関係団体が連携を図りながら種々の交通安全運動推進事業に取り組んでいる。
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 □ 類似事務事業なし ● 類似事務事業あり	警察や県など様々な機関で類似する業務があり、それぞれが連携し、各役割を分担しながら業務を行っているため、統合は不可能。
効率性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 ● 削減できない □ 削減余地あり	警察、県、市、関係団体が連携を図りながら種々の交通安全運動推進事業に取り組んでいるため、事業費や事務事業に携わる時間の削減は難しい。
公平性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 ● 見直す余地なし □ 見直す余地あり	交通安全対策は、市民全てを対象としているため。

4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	● 8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
交通事故の発生件数を減少させるためには、様々な関係機関との連携による、継続的な啓発活動や交通安全教育が必要不可欠である。交通事故のない安全で安心な街づくりのためには、今後も、小田原警察署と連携を図りながら、種々の交通安全運動推進事業を実施していく必要がある。				

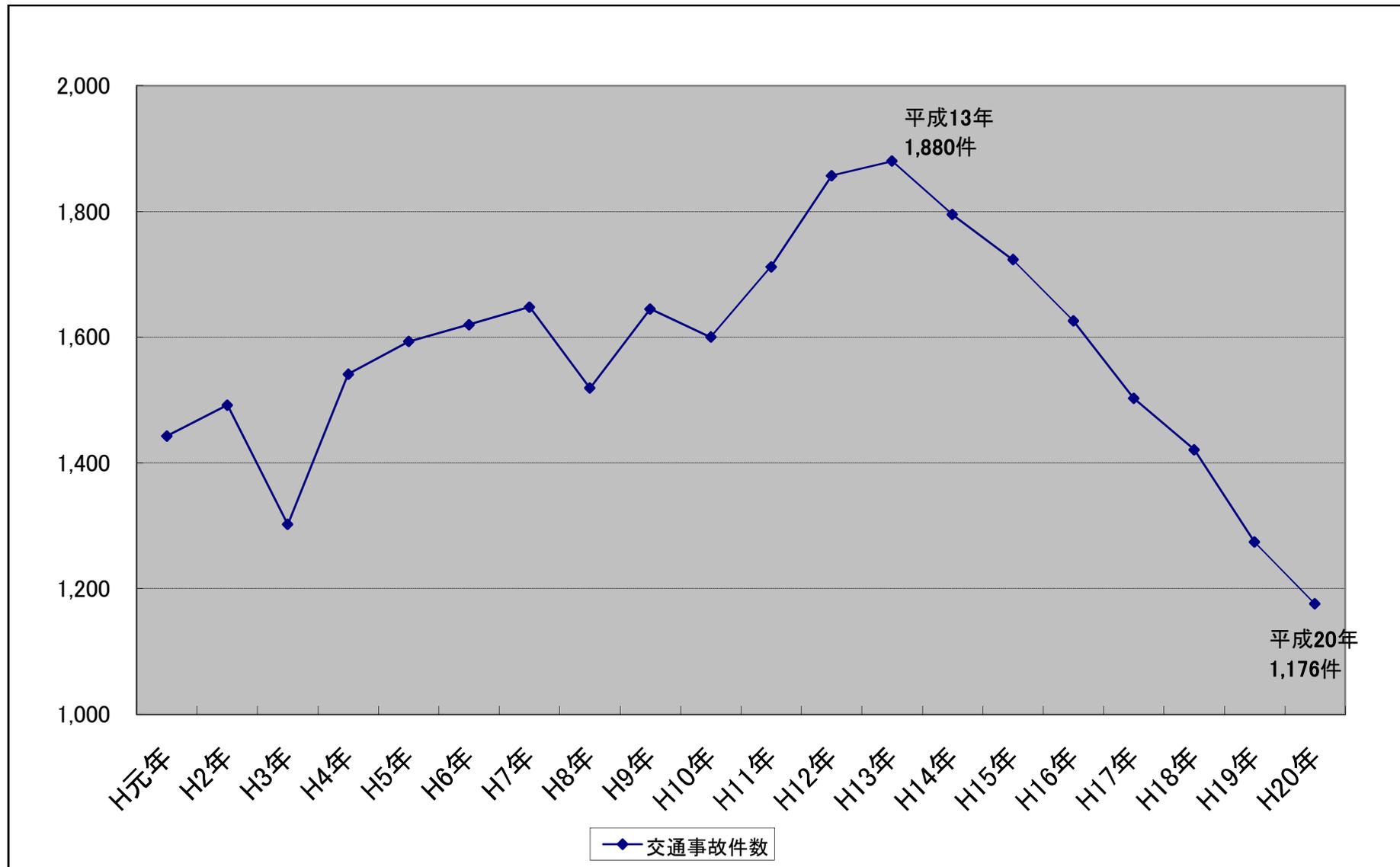
5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果

6. 所見等

※所属長等 交通事故発生件数を減少させ、交通事故のない安全で安心な街づくりの実現に向けて、今後も、小田原警察署と連携を図りながら、交通安全運動推進事業を実施していく必要がある。	※行財政改善推進委員会
---	-------------

小田原市内 交通事故発生件数の推移



事業仕分け・概要説明資料

仕分け作業 10月3日分 3 班 9 番目の事業の内容です。

事業名 市民相談事業

担当課 暮らし安全課

この事業の目的は、一般・特別相談により、市民からの日常生活における諸問題の相談に応じ、もって市民サービスと市民生活の向上に寄与することです。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

- 1 一般相談は、休日を除く毎日、午前9時から11時と午後1時から4時の間、市民相談室で多重債務、相続、離婚などの軽易な相談に応じています。また、毎月第1火曜日にマロニエで、午後2時から7時まで相談に応じています。いずれも予約は必要ありません。
- 2 特別相談は、週1回の弁護士による法律相談のほか、月1回の司法書士による登記相談、税理士による税務相談など計9種類の相談を市民相談室で実施しています。（行政書士相談だけは、毎月第3土曜日にマロニエで実施。）法律相談は、事前予約が必要で、相談時間は1人30分です。その他の特別相談は、予約は必要ありません。

事業の結果はどうでしたか？

全体の相談件数は増加傾向にあり、相談内容が複雑多様化している中で、基本的な知識や各種情報の提供を行い、また、市民相談室だけで解決できないものについては、他機関の案内などを行っており、市民サービスと市民生活の向上に一定の成果が出ていると思います。

その他

弁護士による法律相談(無料)は希望者が多く、待ち時間が1ヶ月程度と長くなっていて、利用者の方には大変ご不便をおかけしております。

予算を何に使っていますか？ (平成20年度予算)

内 容	金 額	備 考
一般相談員の報酬	8,628千円	3名分
一般相談員の社会保険料	1,035千円	3名分
特別相談員への謝礼	861千円	
その他	28千円	
合 計	10,552千円	

事務事業評価(実績評価)表【平成20年度実施分】

事務事業名	00008229 市民相談事業	担当部局	市民部
予算科目	00-xxxxxx-xx0000	担当課・室	暮らし安全課

1. 事務事業の位置付け

総合計画	構想	体系外	個別計画等		
	施策	体系外	根拠法令	市民相談実施要綱	
	基計	体系外	条例・要綱		
	実計	体系外	法令上の実施義務	無	
事業区分	サービス提供事業	実施方法	直営	実施期間	昭和44年度～

2. 事務事業の説明

事業目的	(1)【対象】	何を、誰をどの地域を 相談を必要とする小田原市民	対象指標	「対象」の大きさを示す ① 相談を必要とする小田原市民 ②	単位	人
	(2)【意図】	どのような状態にしたいか 一般・特別相談により、市民からの日常生活における諸問題の相談に応じ、もって市民サービスと市民生活の向上に寄与する。	成果指標	「意図」の達成の程度を示す ① 相談対応率 (相談自体を成果ととらえる。) ②	%	

事業内容	(3)【手段】	目的を実現するために、市は具体的に何を行っているのか 一般相談として、相続、離婚、多重債務などの日常生活上の軽易なものを対象に、休日を除き毎日実施した。一般相談員3人(非常勤特別職)の報酬と社会保険料の合計は、年額9,663千円。特別相談として、弁護士による法律相談(週1回)ほか8種類の相談を実施した。特別相談員の謝礼合計は、年額861千円。また、本庁以外にマロニエで行政書士相談(月1回土曜日)及び出張一般相談(月1回火曜日)を実施し、相談者の利便を図った。	活動指標	「手段」の活動の量を示す ① 年間相談件数 ②	単位	件
------	---------	--	------	-------------------------------	----	---

施策の目的	(4)【結果】	事務事業の目的が達成されると、どのような上位目的につながるか 市民相談は、相談者にとって問題解決の第一歩となるものであり、より良い市民生活の実現につながるものです。	結果指標	上位目的の達成の程度を示す ① 年間相談件数 ②	単位	件
-------	---------	---	------	--------------------------------	----	---

事業の背景	この事務事業の開始時期や当時の社会的背景、これまでの経緯など	高度経済成長後期の昭和44年に当該事業が始まってから40年が経過しました。この間、社会状況の変化に伴う市民需要に対応すべく、相談項目の増設や見直しを行い、信頼されかつ気軽に受けられる相談を目指して実施してきました。
	上欄の状況はどのように変化しているか	いつの時代も市民が抱える問題や悩みは尽きることはありません。ここ数年の相談件数は増加傾向にあり、主に離婚等の親族関係、相続、債権債務関係の相談が全体の約半分を占めています。昨今の社会の多様化・複雑化、権利意識の高まりなどから、今後も市民相談の意義は大変大きなものであると考えています。

		H19(実績)	H20(目標)	H20(実績)	H21(目標)	H22(目標)	H23(目標)
対象指標	① 相談を必要とする小田原市民	2,729人	2,700人	3,177人	3,000人	3,000人	3,000人
	②	0	0	0	0	0	0
成果指標	① 相談対応率 (相談自体を成果ととらえる。)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	②	0	0	0	0	0	0
活動指標	① 年間相談件数	2,729件	2,700件	3,177件	3,000件	3,000件	3,000件
	②	0	0	0	0	0	0
結果指標	① 年間相談件数	2,729件	2,700件	3,177件	3,000件	3,000件	3,000件
	②	0	0	0	0	0	0

事業費(千円)	直接事業費	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
			県支出金	0	0	0	0	0	0
			地方債	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0
			一般財源	10,574	10,552	10,526	10,515	10,500	10,500
	計 a			10,574	10,552	10,526	10,515	10,500	10,500
	人件費	業務量(人)	1.77	1.82	1.82	1.8	1.8	1.8	
		人件費 b	14,645	15,073	15,073	15,000	15,000	15,000	
	その他 c		0	0	0	0	0	0	
	事業費合計 (a+b+c)			25,219	25,625	25,599	25,515	25,500	25,500

備考	
----	--

3. 評価

目的 妥当性	①	事務事業の目的(【対象】と【意図】)は、総合計画体系の上位目的である【結果】に結びつきますか。 ● 結びつく 見直す余地あり	無料で気軽に受けられる市民相談は、上位目的である「安心して暮らせるまち」の実現に大切な事業であると考えます。
	②	市(行政)が税金を投入して達成すべき目的ですか。 ● 市の関与は妥当 見直す余地あり	市民の不安や悩みを取り除き、安全・安心に暮らせるまちの実現のために、最も身近で相談しやすい市の関与は十分に妥当なものと考えます。
有効性	③	事務事業の実施内容や方法(【手段】)を見直すことにより、成果が向上する余地はありますか。 ● 成果向上の余地なし 見直す余地あり	現状の相談体制で、概ね相談者のご要望に対応できており、一定の成果が出ていると考えます。
	④	庁内、国・県、民間(市民・市民活動団体・企業など)で同じような目的(対象・意図)や実施形態の事務事業が行われていませんか。ある場合、その事務事業と統合・連携できませんか。 ● 類似事務事業なし ● 類似事務事業あり	各種相談事業については、いろいろな自治体や団体で実施していますが、それぞれ独自で住民サービス等として行っているものであり、統合にはなじまないと考えます。
効率性	⑤	現在の成果を下げずに、直接事業費や職員が事務事業に携わる時間を削減できませんか。 ● 削減できない 見直す余地あり	一般相談員3人は、週4日勤務の非常勤職員で、特別相談員の謝礼も低額であり、これ以上の削減は困難です。
公平性	⑥	受益者が市民の一部に偏ってませんか。受益者負担を見直す必要はありませんか。 ● 見直す余地なし 見直す余地あり	市民に公平に開かれた事業であり、市民の一部に受益が偏っていることはありません。また、受益者負担の導入は考えておりません。

4. 今後の改善・改革の方向性

「3. 評価」①～⑥の評価結果を検討した結果による、今後の改善・改革の方向性

1. 廃止	4. 成果向上のための改善	7. 受益者や受益者負担の見直し
2. 休止	5. 他の事務事業との統合	● 8. 現状維持
3. 目的【対象と意図】の見直し	6. 効率性向上のための改善	9. 事業終了による完了

具体的な改善策 または現状維持の理由	改善スケジュール	期待される効果	予算・人員・条例等 への影響	実施に伴う 懸念事項
現行の実施方法がほぼ最適であると考えており、当分の間、現状維持で事業を継続してまいります。				

5. 平成20年度中に実施した改善・改革事項

改善・改革内容、実施方法	改善の効果
特になし	

6. 所見等

※所属長等 市民相談事業は、市民が安全・安心に暮らせるまちの実現に必要なものであり、現在の実施方法を基本にして、現状維持での継続が望ましいと考えます。	※行財政改善推進委員会
--	-------------

市民相談取扱件数

(単位:件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (7月分まで)
一般相談 計	2,291	2,314	2,733	903
土 地	165	162	129	44
建 物	147	162	125	40
親族(離婚等)	425	506	566	160
相 続	383	403	490	134
対人トラブル	96	64	149	54
債 権 債 務	400	353	349	78
交 通 事 故	23	19	42	7
損 害 賠 償	74	73	51	9
行 政	105	65	75	22
案内(問合せ)	247	241	234	104
そ の 他	226	266	523	251
特別相談 計	358	415	444	159
人 権 擁 護	5	4	13	11
行 政 苦 情	2	7	4	2
一 般 法 律	176	196	182	58
心 配 ご と	44	58	66	15
登 記	31	22	21	18
税 務	22	37	44	9
教 育	11	11	13	0
宅地建物取引	20	29	29	14
行 政 書 士	-	17	60	27
特 設 相 談	47	34	12	5
合 計	2,649	2,729	3,177	1,062

市民相談のしおり

市民相談室では、いろいろな問題について、次のような相談を受けております。

相談は無料で、相談内容の秘密はかたく守ります。

小田原市役所市民相談室

TEL 33-1383

相談項目	内容	相談日	時間	相談員	
一般相談	多重債務、相続、離婚など 日常生活に必要な軽易な法律相談	休日を除く毎日	9時～11時 13時～16時	一般相談員 (嘱託)	
マロニエ一般相談		毎月第1火曜日	14時～19時		
特別相談	行政苦情相談	国・県・市への要望や苦情	毎月第3木曜日	13時30分～16時	行政相談委員
	法律相談	多重債務、相続、離婚などの法律問題	毎週水曜日 (予約制)	13時30分～15時30分	弁護士
	心配ごと相談	家庭や地域で困ったこと悩みごと	毎週月曜日	13時～15時30分	民生・児童委員
	登記相談	不動産登記の手続きなど	毎月第2木曜日	13時30分～15時30分	司法書士
	税務相談	相続・贈与・譲渡所得税など税金についての相談	毎月第3火曜日	13時30分～15時30分	税理士
	人権擁護相談	嫌がらせ・名誉き損・プライバシーの侵害など	毎月第2火曜日	13時～15時	人権擁護委員
	宅地建物取引相談	不動産の売買など取引に関する相談	毎月第4木曜日	13時30分～15時30分	宅地・建物取引主任
	行政書士相談 (マロニエ)	相続・遺言、成年後見、各種許認可申請等の相談	毎月第3土曜日	14時00分～16時00分	行政書士
	教育相談	子供の学校や家庭内の問題についての相談	毎週金曜日	9時～11時30分	教育相談員 (嘱託)